

質問

運転管理等業務委託仕様書の第5.(3).③焼却等・計量棟・管理棟廻りの草刈り・芝刈り業務(5月～9月の間に4回以上)について、機械除草後の処分方法をご教示願います。

回答

機械除草後の草は、受託者がいわてクリーンセンター内の所定の場所に集草し、その後、事業団が業者に処分を委託します。